

固定資産税の課税誤りについて

固定資産税の課税誤りが、所有者からの相談等により判明しました。過誤納金については、すでに各所有者と面談し、返金の手続きを進めます。詳細は添付資料のとおりです。

1 課税誤りの対象と内容

(1) 事案Aについて

平成11年建て家屋の一部について、地方税法の規定に基づく非課税の適用を見落とし、課税を継続していたもの。

(2) 事案Bについて

平成9年建て家屋について、本来登録すべき構造と異なる構造を固定資産課税台帳に登録することにより、固定資産税が過大に算定されていたもの。

(3) 事案Cについて

雑種地について、宅地の価格に対する比準割合の適用に誤りがあり、平成19年度分からの固定資産税が過大に算定されていたもの。

2 過誤納金額

地方税法に基づく5年間の還付金及び前橋市固定資産税等過誤納金返還金支払要綱に基づく返還金、並びに加算金（利息相当額）

本税分	約	8,580万円
利息分	約	2,100万円
合計	約	1億0,680万円

本件に関するお問い合わせ先

資産税課 家屋第二係

土地係

電話 直通 / 027-898-6219 027-898-6217